

平成30年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	平成30年4月24日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年4月24日 午前10時15分			議長	山口和幸
	散会	平成30年4月24日 午前11時56分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	△	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	5番 久保尚人 6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
 - 日程第 3 報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
 - 日程第 4 報告第3号 専決処分した平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
 - 日程第 5 報告第4号 専決処分した平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
 - 日程第 6 報告第5号 専決処分した平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第5号）の報告について
 - 日程第 7 報告第6号 専決処分した平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の報告について
 - 日程第 8 議案第1号 財産の処分について
 - 日程第 9 議案第2号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第10 常任委員会委員の選任
 - 日程第11 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第12 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果
 - 日程第13 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
- 日程第 3 報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
- 日程第 4 報告第3号 専決処分した平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
- 日程第 5 報告第4号 専決処分した平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
- 日程第 6 報告第5号 専決処分した平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第5号）の報告について
- 日程第 7 報告第6号 専決処分した平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の報告について
- 日程第 8 議案第1号 財産の処分について
- 日程第 9 議案第2号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 常任委員会委員の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第12 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果
- 日程第13 議員派遣の件について

午前10時15分 開 会

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町議会第1回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、久保尚人議員、6番、小出高明議員を指名します。

日程第2 報告第1号～日程第3 報告第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について及び日程第3、報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告についてを一括議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日の議会どうぞよろしくお願ひいたします。報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例及び報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。平成30年4月24日提出、あさぎり町長、愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。それでは、報告第1号について御説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございまして、改正内容につきましては、32ページからの新旧対照表によりまして御説明申し上げますが、今後の改正や改正に伴います条ずれ等につきましては、省かせていただきます。今回は、特に必要な部分のみの説明とさせていただきます。33ページをお願いします。第24条は、個人の町民税の非課税の範囲で、障害者等の所得要件が現行の125万円から、135万円に引き上げられるものです。その下の2項では、均等割の非課税限度額の引き上げで従来の計算方法で算出した金額に新たに10万円を加算するものです。いずれも施行期日は、平成33年1月1日となります。34ページをお願いします。第34条の2の2とその下の34条の6につきましては、所得割の納税義務者の所得控除等を行う場合の所得要件に、前年の合計所得金額2,500万円以下というのが創設されたものです。施行期日は、平成33年1月1日となります。41ページをお願いします。第48条、45ページまでございますが、法人町民税の申告納付についての改正でございまして、右側の第2項及び第3項の追加は、法人税割額の控除の規定、44ページから45ページにございます第10項から第12項の追加につきましては、大きな法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務を規定されたものです。施行期日は、平成32年4月1日となります。48ページをお願いします。右側の1番下、第92条は、製造たばこの区分を新たに創設されたものです。49ページをお願いします。右側の93条の2は、製造たばこのみなし要件でございます。同条及び第92条の施行期日は、平成30年10月1日となります。50ページをお願いします。第94条、53ページまでございますが、加熱式たばこに係る紙巻たばこへの換算方法についての規定をされているものです。施行期日は、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに段階的に移行されるものです。54ページをお願いします。第95条につきましては、たばこ税の税率ですが、5、

262円を5,692円に引き上げられるものです。今後は3段階で引き上げられ、最終的には1,000本につき6,552円になる見込みです。施行期日は、平成30年10月1日から平成33年10月1日までに段階的に移行されるものです。57ページをお願いします。1番下の第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲で、従来の計算方法で算出した金額に新たに10万円を加算するものです。所得割非課税限度額の引き上げになります。施行期日は、平成33年1月1日となります。60ページをお願いします。中ほどの右側の第26号の追加ですが、生産性向上特別措置法により、中小企業の設備投資を支援する制度で、町から計画認定を受けた設備投資については、最大3年間の固定資産税を減免することが可能となる改正でございます。施行期日は、生産性向上特別措置法の施行の日となります。66ページから72ページにつきましては、固定資産税の特例の対象年度が延長されるものです。それから73ページ以降、最後のページまでですが、これは経過措置による改正となります。すいません。前に戻っていただきまして、18ページの改正文をお願いします。施行期日につきましては、説明の中で一部、条例改正の施行期日を申し上げましたが、第1条で、施行期日は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からそれぞれ施行するとなっております。第1号から第10号まで規定されているとおりの施行期日となります。以上で、本条例改正の説明を終わります。続きまして、報告第2号について御説明申し上げます。改正内容につきましては、2ページの新旧対照表によりまして御説明申し上げます。最後のページになります。今回の改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございまして、字句の改正と失業者に対する軽減制度の申告における必要書類の提示につきまして、改正後は、提示を求められた場合には、これらを提示しなければならないとなり、提示義務が緩和されたものでございます。この条例は、平成30年4月1日より施行となっております。以上で、本条例改正の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。まず、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。次に、報告第2号、専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第4 報告第3号～日程第7 報告第6号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、報告第3号、専決処分した平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告についてから日程第7、報告第6号、専決処分した平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の報告についてを一括議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第3号、専決処分した平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）から、報告第6号、専決処分した平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。平成30年4月24日提出、あさぎり町長、愛甲一典。詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。専決処分した報告第3号、あさぎり町一般会計補正予算（第9号）を説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。朗読させていただきます。平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）。平成29年度あさぎり町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1億9,641万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,802万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正、第2条。繰越明許費の追加は、「第2表、繰越明許費補正」による。地方債の補正、第3条。地方債の変更は、「第3表、地方債補正」による。平成30年3月30日専決、あさぎり町長、愛甲一典。次に7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。総額で60万円を繰り越すものでございます。詳細は、担当課から説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正です。右側の欄の補正後の限度額でございますけれども、販路開拓強化事業が110万円の減で1,160万円となっています。次の道路整備事業は、380万円の減額で、3億2,510万円となるものです。これにつきましては、いずれも事業費の変更に伴い充てられる起債額が減少となるものでございます。補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。次に11ページをお願いいたします。それでは、企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入からでございます。目1の地方揮発油譲与税から、次ページの下から2段目の目1地方特例交付金までの各譲与税交付金につきましては、交付額の確定により補正をお願いするものでございます。それから、12ページ、最下段の目1地方交付税の普通交付税でございますが、今回、財源調整ということで、1億5,128万8,000円を計上いたしました。平成29年度の普通交付税の決定額は、45億8,027万9,000円となりますので、2億9,275万円を繰越財源として保留しているところでございます。特別交付税につきましては、2,729万1,000円を計上しましたが、総額で2億2,729万1,000円となりまして、昨年度の2億2,479万9,000円と比較して、249万2,000円の増加となりました。次のページをお願いします。下段の目1総務費国庫補助金の節2、総務省社会保障税番号システム整備費補助金の270万円でございます。マイナンバー制度に伴う総合行政システムの改修補助金として、歳入が今回確定したものでございまして、歳出は既に計上し、支出済みとなっておりますのでございます。次に15ページをお願いします。中ほどの目2利子及び配当金でございます。ふるさと基金利子の2,000円の減額です。確定により減額となるものでございます。その下、目1指定寄附金のふるさと寄附金でございますが、最終的に2,795万円の寄附を受け入れましたので、95万円を補正するものでございます。次の目1繰越金の前年度繰越金でございますが、平成29年度の第3号補正で、繰越金を計上した際に、歳入ですので、1,000円を切り捨てて計上すべきでありましたが、切り上げて計上しておりました。歳入不足にしないために、今回1,000円を減額するものでございます。次ページをお願いいたします。中ほどの目3雑入の上段の市町村振興協会市町村交付金でございます。宝くじの利益をもとにした交付金でありまして、年度末に確定いたしました366万9,000円です。款21町債につきましては、第2表地方債補正で説明したとおりでございます。続きまして歳出でございます。次ページをお願いいたします。まず、最上段の電子計算費です。国庫補助金として、総務省社会保障税番号システム整備費補助金を収入しましたので、270万円の財源更正となります。次の目14基金費のふるさと基金積立金です。歳入で説明いたしましたふるさと基金利子の2,000円の減額と、ふるさと寄附金95万円の増額で、94万8,000円を計上したところでございます。下段の財政調整基金積立金につきましては、平成29年度の国民健康保険特別会計の第2号補正予算におきまして2億円が繰り出され、一般会計において繰入をして、そのままとなっております。これは、平成21年度に一般会計の財政調整基金から繰り出して、国保会計に出していたものでございますので、この2億円につきましては、再度一般会計で財政調整基金に積み立てるものでございます。次に19ページをお願いいたします。上段の目1商工総務費、款7の道路維持費、道路新設改良費、道路改良費につきましては、起債額が変更となるため、財源更正となるものでございます。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。それでは、総務課所管分を御説明申し上げます。まず、歳入でございます。13ページをお願いいたします。最上段の目1交通安全対策特別交付金でございます。これにつきましては、交付金の額の確定によりまして、減額補正をするものでございます。次に15ページをお願いいたします。上段の目7消防費県補助金でございます。説明に記載しております球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金につきまして、事業実績により補助金の額が確定しております。その額を持って減額補正するものでございます。次に歳出です。19ページをお願いいたします。最下段、目4防災管理費です。これは、ただいま説明いたしました歳入の防災減災ソフト対策等補助金を充てて実施するものでございまして、本年度、節11需用費の中で、消耗品費としまして備蓄用品等を整備いたしました。その用品等の入札残によりまして減額でございます。次に、節14使用料及び賃借料におきましては、浸水対策に係る機器・機械の借り上げを行うものでございます。この借り上げにつきましても、稼働実績により減額するものでございます。最後に、節18備品購入費につきましても、これは、入札残または備品の内容の精査によりまして不用となったものを減額するものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） おはようございます。それでは会計課所管分について御説明申し上げます。16ページをお願いいたします。1番上の枠です。諸収入の町預金利子ですが、これは歳計現金、それから歳入歳出外現金を管理しております普通預金口座、それから定期預金の利息収入の実績による減額補正でございます。会計課所管分については以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。町民課所管につきまして御説明申し上げます。歳入からです。13ページをお願いいたします。中ほどになります。目3衛生使用料、墓地公園永代使用料でございますが、29年度におきまして、新たな区画利用がございませんでしたので、25万円の減額をするものでございます。続きまして歳入です。18ページをお願いいたします。2枠目になります。目3環境保全費です。先ほどの歳入の減額によるところの財源更正です。以上で、町民課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管分について説明をいたします。今回の補正予算につきましては、他同様、主に国、県の補助金や各種負担金の決定並びに実績に基づきましての補正内容となっております。13ページをお願いいたします。歳入予算で、2枠目の目2民生費負担金、保育所負担金過年度分を減額いたしております。本年度の収入実績による減額となっております。次に4枠目になります。目2民生費国庫負担金、児童手当負担金の減額につきましては、本年度の交付決定に基づき、予算額との差額を減額するものでございます。一番下の枠になります。目2民生費国庫補助金で地域子供子育て支援事業費補助金につきましても、交付内示額に基づく予算額との差額を追加補正するものでございます。次の1万円の減額につきましては、子供子育て支援体制整備総合推進事業補助金として、保育士を対象に研修を実施しましたが、事業の実績に基づく減額となっております。次の14ページをお願いいたします。中ほどの枠になります。目2民生費県負担金、節5児童手当負担金につきましては、県費の交付決定に基づき減額補正をするものでございます。次の節6救護施設費負担金35万円につきましては、しらがね寮の事務費県負担金と保護費県負担金、それぞれの実績に基づいての追加交付額となっております。次の枠で、目2民生費県補助金、節1社会福祉総務費補助金の特別弔慰金支給事務交付金につきましては、平成29年度分の事務費として、県から交付された補助金となっております。節4児童福祉費補助金で、多

子世帯子育て支援事業費補助金から、教育の質の向上のための研修支援事業費までの各補助金につきましては、国庫補助金同様、事業実績に基づくそれぞれの補助金の予算額との差額を補正したものとなっております。次の節6ひとり親家庭福祉費補助金につきましては、2分の1の県補助金の交付決定額に伴い減額を行うものでございます。16ページをお願いいたします。中ほどになります。目1民生費納付金、節1救護施設費納付金で、しらがね寮の自己負担金として実績で確定した分につきまして、予算額との差額を追加補正するものでございます。続きまして、歳出17ページをお願いいたします。2枠目の目1社会福祉総務費につきましては、歳入の県補助金で説明いたしました特別弔慰金支給事務交付金による財源更正を行ったものでございます。次の下の枠になります。目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金で、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、県・町それぞれ3分の1負担の事業でございまして、交付予定額の確定により、不足する分の追加補正となっております。次の子育て支援強化事業補助金、延長保育事業補助金、障害児保育事業補助金につきましては、年度実績による減額となっております。次の目2児童手当事業費、節20扶助費の児童手当の減額につきましては、主に転出などによる児童数の減少による減額となっております。目4ひとり親家庭福祉費、節20扶助費、ひとり親家庭医療費助成金につきましては、29年度実績に基づき減額を行うものとなっております。次の18ページをお願いいたします。目1救護施設総務費につきましては、歳入の県負担金で、事務費負担金を受けましての財源更正となっております。目2救護施設事業費、節11需用費につきましては、賄い材料として、野菜などの材料の高騰によりまして、不足が生じた分を追加補正をするものでございます。以上で、生活福祉課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） おはようございます。高齢福祉課所管分について説明をいたします。歳入から説明します。14ページをお願いいたします。最下段の枠になります。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、市民後見推進事業補助金32万9,000円を減額しています。これは補助金交付決定額に基づくものです。補助率は、対象経費の50%となります。次に歳出を説明します。17ページをお願いいたします。中ほどの枠になります。目2老人福祉、節13委託料、人吉球磨成年後見センター運営業務委託料65万9,000円を減額します。これは平成29年度事業実績によるものです。先ほどの歳入減額の補助対象分は、この分となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） おはようございます。それでは、健康推進課所管分につきまして御説明いたします。歳出でございますけれども17ページをお願いいたします。中段にありますけれども、目6国民健康保険事務費、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。まず出産育児一時金分につきましては、実績に基づきまして3名分の84万円を減額いたしております。それと国保事務費に係りますところの法定内の一般会計繰出金が、実績に基づきまして23万1,000円の減額となりまして、合わせて107万1,000円の減額となったものです。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） おはようございます。それでは、農業委員会所管分について説明いたします。歳入から15ページをご覧ください。最上段の目4農林水産事業費県補助金、節1農業委員会費補助金の機構集積支援事業補助金105万5,000円を増額するものです。当初予算で109万7,000円計上しておりましたが、補助金交付額が最終的に215万2,000円となったため増額するものです。次に同じく目4農林水産事業費県補助金の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金を実績に基づき1万1,000円減額するものです。これは補助金交付決定通知が遅れたため、今回補正するものです。この件については、

歳出のほうもありまして18ページをご覧ください。中ほどの目1農業委員会費、節19負担金補助及び交付金の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金について、同様の理由で1万1,000円減額するものです。以上で農業委員会の説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、おはようございます。農林振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。15ページをお願いいたします。上段の枠で、目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金と3行目の農業次世代人材投資事業補助金の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。次に節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金は、猿捕獲計画頭数が21頭から11頭となりましたので、その実績によりまして減額をするものです。次に歳出となります。18ページをお願いいたします。3枠目の目4農業振興費の節19負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金は、平成29年度の利子補給額が、20件の31万3,262円と確定したことによりまして32万8,000円を減額するものです。次に、農業次世代人材投資事業補助金は、就農された1件の農家の方が、第三者へ経営を移譲されたため、月割により減額し、実績が確定したものとなります。最下段の目6鳥獣被害防止事業費は、歳入で説明しました有害鳥獣駆除補助金の減額により、財源更正を行うものです。以上で農林振興課分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) おはようございます。建設課所管分の補正予算について御説明申し上げます。歳入です。14ページ目をお願いいたします。上から2枠目ですが、目3土木費国庫委託金です。これは球磨川に19カ所の樋門がございますが、この樋門の操作や管理委託について、当初、国土交通省と見込みによる契約を行っておりますが、実績による変更契約に基づき7万円の減額補正をしたものでございます。次に16ページをお願いいたします。上から2枠目です。目3雑入ですが、県住宅耐震診断促進事業補助金精算金として7万8,000円を増額補正をいたしております。これは、平成28年4月14日までさかのぼって適用となっている事業で、耐震診断費補助事業を実施している市町村に対しまして、熊本県より補助されるものでございます。あさぎり町においては、平成28年度に3件の実績がありましたので、過年度分として受け入れるものでございます。次に歳出につきまして19ページをお願いいたします。上から3枠目です。目1河川総務費につきましては、土木管理費委託金の減額による財源更正を行ったものです。以上、建設課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 教育課長。

●教育課長(木下 尚宏君) おはようございます。それでは、教育課所管分について御説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越明許費の補正です。3月30日に株式会社人吉球磨林業機械センターから小中学校へ1校当たり10万円、計60万円の寄附をいただいております。年度末の受け入れとなりまして年度内の執行が厳しかったことから備品購入費用として繰り越しをさせていただくものでございます。15ページをお願いいたします。歳入です。上の枠の3行目、目8教育費県補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金を9,000円減額しております。各小学校で実施しております水俣での環境学習の交付額確定による計上です。その2枠下になります。目1指定寄附金、説明欄の上段になります。教育費寄附金です。繰越明許費のところの説明いたしました寄附金を計上いたしております。歳出になります。最終20ページをお願いいたします。小学校費の目1学校管理費です。歳入のところの説明いたしました教育費県補助金の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金9,000円の減額の財源更正、それと指定寄附金の1校当たり10万円の計50万円の図書購入費を計上しております。下の枠、中学校費におきましても、同様に図書購入費10万円を計上しているところでございます。以上、教育課所管の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 国保特別会計。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは御説明いたします。1ページをお願いいたします。平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成29年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,303万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億150万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。今回の補正につきましては、歳入につきましては、国・県等の交付決定に基づくところの補正です。それから、歳出につきましては、おおよその支出が確定したものにつきまして、補正と歳入の差額につきまして、歳入が多ございましたので、それを予備費として計上するよう補正を行うものです。7ページをお願いいたします。歳入です。目1療養給付費等負担金、7,525万6,000円の補正です。これは、療養給付費負担金と老人保健拠出金負担金の交付決定に基づく補正です。次に目1財政調整交付金、普通調整交付金、それから特別調整交付金、それぞれ交付決定に基づく補正です。次の目1療養給付費等交付金、これは退職被保険者の医療費にかかわる交付金です。これも、交付決定に基づく補正です。次に目1財政調整交付金6,005万2,000円の補正ですけれども、これにつきましては、高額な医療費の発生に対応するために、歳入の款7のところ、共同事業拠出金という形で、歳出のほうで拠出したしまして、歳入の款7で、共同事業交付金ということで交付を受けておりますけれども、29年度につきましては、1.2億円ほど歳出のほうが多くなったというようなことで、財政調整交付金として、県から補てんという形で交付されるものです。それから、目1一般会計繰入金、これは先ほど一般会計のほうで御説明いたしましたけれども、出産育児一時金の繰入金、これにつきましては、1件当たり42万円の3分の2、28万円を繰り入れるものですが、対象者を22人と見込んでおりましたけれども、実績が19人分でしたので、28万円の3件分ということで84万円を減額するものです。8ページをお願いします。その他一般会計繰入金です。これは国保の事務費の減によるものです。主に共同事業、共同電算委託手数料の減によるものとなっております。23万1,000円の減となっております。次に、目1一般被保険者第三者納付金。これは交通事故等により発生した保険給付に対しまして、加害者の加入する保険等から納付を受けるものですが、29年度は、3件分の25万6,000円の実績ということで、174万4,000円を減額するものです。次に9ページをお願いいたします。歳出を説明いたします。目1一般管理費です。これは、歳入の決定によりますところの財源更正です。それから、目2の連合会負担金につきましては、歳入の一般会計繰入金の金額確定に伴う財源更正を行っております。それから目1賦課徴収費、これにつきましても、同じく財源更正を行ったものです。それとその次の運営協議会費につきましても、財源調整を行ったものです。これは、一般会計からの繰り出し金の確定によるものです。それから、その次の目1一般被保険者療養給付費、これは、歳入の国庫負担金の決定通知によりますところの財源調整です。目2退職被保険者療養給付費、29年度の支出見込み額に基づく減額です。目3一般被保険者療養費、同様に支出見込みに基づく減額補正です。10ページをお願いします。目4退職被保険者療養費、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づく財源更正です。目5審査支払い手数料、支払い見込み額に基づき減額を行ったものです。次の一般被保険者高額療養費、これにつきましても支出見込みに基づき減額を行ったものです。退職被保険者高額療養費、これにつきましても同様に減額を行ったものです。目1出産育児一時金、これも支出見込み額に基づきまして減額を行っております。3名分です。目1葬祭費、これも支出見込みに基づき、当初予算で30人分を見込んでおりましたけれども、申請が23名分ということで7名分の減額を行ったところです。11ページをお願いします。目1後期高齢者支援金、これは国及び支払い基金の決定通知に基づく財源更正です。それから、その下の前期高齢者納付金以下ですね。目1の老人保健医療費

拠出金、目1介護納付金、目1保健衛生普及費、これも同じく国の交付決定に基づく財源更正を行ったものです。次に12ページをお願いいたします。目1特定健康診査等事業費、節1の報酬ですけれども、これは保健指導等を行うために、非常勤職員を雇用しておりましたけれども、年度途中で退職されたというようなことで、その分減額を行っております。13の委託料ですけれども、特定健診委託料ということで、当初見込みよりも受診者が少なかったということで、減額を行ったものです。それから、目1予備費ですけれども、歳入の国・県支出金の交付決定によりまして、増額となった分を予備費として積ませていただいたものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい、報告第5号、専決第2号で専決処分した平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第5号について説明します。予算書1ページをお開きください。平成29年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,414万1,000円とする。2歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成30年3月30日専決、あさぎり町長、愛甲一典。今回の補正は、歳入につきましては、交付金の交付決定額に基づくところの補正です。歳出につきましては、交付決定額等の増減に伴う財源の更正と歳入増額分を予備費として、調整計上するものです。歳入から説明します。6ページをお開きください。1番上の枠ですが、目2地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金、現年度分268万8,000円を増額しております。次の枠の目2地域支援事業支援交付金、節1地域支援事業支援交付金、現年度分103万1,000円を減額しています。いずれも交付決定額に基づくところの補正です。次に歳出を説明いたします。7ページになります。下の枠の目1介護予防生活支援サービス事業費につきましては、歳入の交付金の決定額の増減に伴う財源更正となります。次の枠の目1予備費につきましては、165万7,000円を増額しております。これは、歳入増加分を予備費で調整したものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、それでは、あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。1ページを朗読させていただきます。平成29年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,148万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。それでは、内容について説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。目1の下水道使用料の減額ですが、節2の過年度分におきまして、予算作成時、滞納繰越額を1,100万程度見込み収納率21.6%で見込んで予算計上しておりましたが、実際には、784万円程度であったため、年度末収納率約27%となっておりますが、歳入不足となることから減額をさせていただくものです。次に5ページの歳出です。目2下水道維持費で、節18の備品購入費で量水器購入後の不用額を減額する補正するものです。説明は以上です。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。まず、報告第3号、専決処分した平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について質疑ありませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。次に報告第4号、専決処分した平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。次に報告第5号、専決処分した平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第5号)の報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。次に報告第6号、専決処分した平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

日程第8 議案第1号

◎議長(山口 和幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第8、議案第1号、財産の処分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第1号、財産の処分について提案いたします。下記の土地を処分することについて、あさぎり町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3号の規定により議会の議決を求める。平成30年4月24日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由を申し上げます。あさぎり町産業用地分譲条例の目的である産業の育成と振興を図るため、本物件を処分する必要があるためです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。それでは議案第1号につきまして説明いたします。売り払い物件、あさぎり町上西字大島185番、雑種地1,299平方メートル。同字186番、雑種地1,731平方メートル。同字187番1、雑種地2,933平方メートル。三筆合計の5,963㎡です。売り払い価格につきましては1,730万円。これは不動産鑑定評価額によるものです。売払相手方、所在地、あさぎり町岡原北935番地。名称、株式会社あさぎりフレッシュフーズ、代表者、代表取締役、春永正光、以上です。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

◎議長(山口 和幸君) 日程第9、議案第2号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算(第1号)につ

いてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第2号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,318万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億1,725万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。次に6ページをお願いします。企画財政課分につきまして説明いたします。歳入のみとなります。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として普通交付税を充当したものです。企画財政課分は以上です。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、それでは商工観光課より説明いたします。6ページをお開きください。歳入です。目1不動産売払収入、土地建物売払収入として1,729万9,000円。費目存置で1,000円の当初予算がありましたので、売り払い金額は1,730万ですけれども、その差し引き分を補正いたします。続きまして7ページです。歳出で、目6財産管理費、節15工事請負費588万3,000円。これは産業用地に、現在、採石が積み上げられております。約2,800立米ほどございますが、搬出を含めた造成工事費を計上しております。次に目14基金費、節25積立金、公共施設整備基金積立金1,730万円。売り払いしました収入をこの基金に積み立てるということで1,730万円を計上させていただいております。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 常任委員会委員の選任

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりにしたいと思っております。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりすることに決定しました。常任委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 44 分

日程第 1 1 議会運営委員会委員の選任

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第 1 1、議会運営委員会委員の選任を議題とします。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 51 分

日程第 1 2 常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果の報告

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第 1 2、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果の報告を議題とします。総務文教、厚生、建設経済、議会運営の各委員会の代表者に発表願います。総務文教、久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 総務委員会の委員長に、私久保田、副委員長に皆越てる子議員が選任されましたのでどうぞよろしく願います。

◎議長（山口 和幸君） 厚生、奥田議員。

○議員（12番 奥田 公人君） 厚生常任委員会の委員長に私奥田公人と、副委員長に加賀山瑞津子議員が選任されましたので、今後ともよろしく願います。

◎議長（山口 和幸君） 建設経済、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 選任結果を報告します。委員長に私小出、そして副委員長に豊永喜一議員を副委員長として決まりましたので報告いたします。

◎議長（山口 和幸君） 議会運営、豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 議会運営委員会の選任の結果について御報告申し上げます。委員長に私豊永、副委員長に皆越てる子議員に決定しました。よろしく願います。

日程第 1 3 議員の議員派遣の件

◎議長（山口 和幸君） 日程第 1 3、議員の議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。お手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に委任することに決定しました。お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町議会第1回会議を閉会します。

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立、礼、お疲れ様でした。

午前11時56分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 山口 和 幸

署名議員 久 保 尚 人

署名議員 小 出 高 明